

平成27年12月25日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成27年11月分)について

平成27年11月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成27年11月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成27年11月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成27年度に発生した事務処理誤りが34件、平成26年度が31件、平成25年度が8件、平成24年度以前が143件、合計216件（市区町村において発生した2件、委託業者等が発生させた5件を含む）となっています。そのうち事案の概要が公表可能な201件について日本年金機構HPに掲載しています。

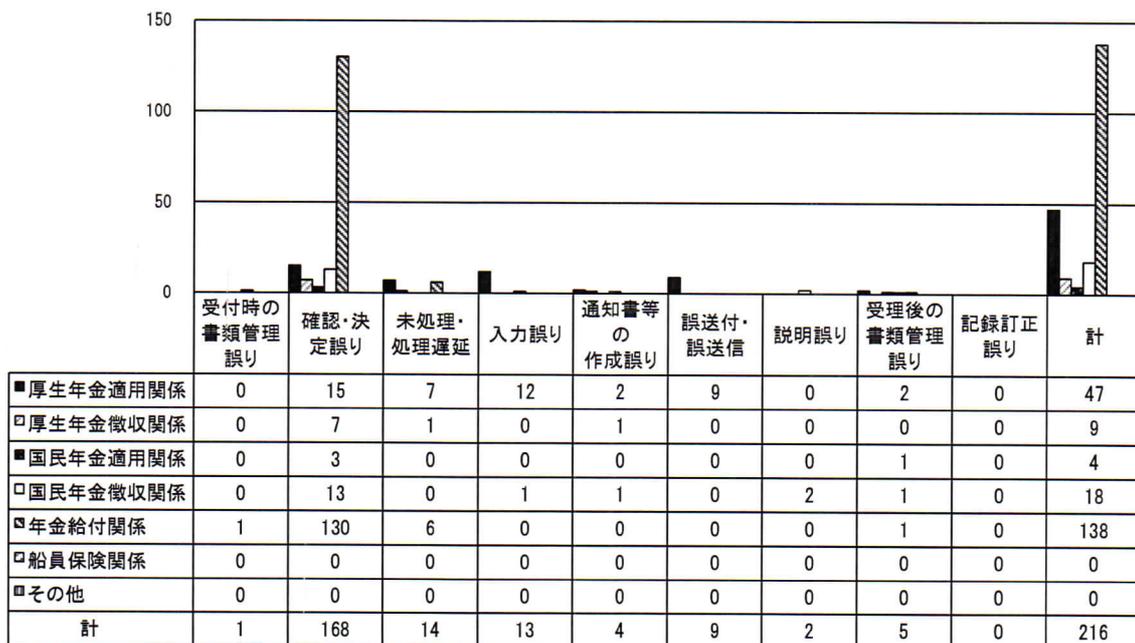
（事務処理誤りの発生年度別内訳）

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
件数	127(1)	2	1	4(1)	1(1)	5	8	28(3)	33(1)	209(7)
割合	59.3%	0.9%	0.5%	2.3%	0.9%	2.3%	3.7%	14.4%	15.7%	100.0%

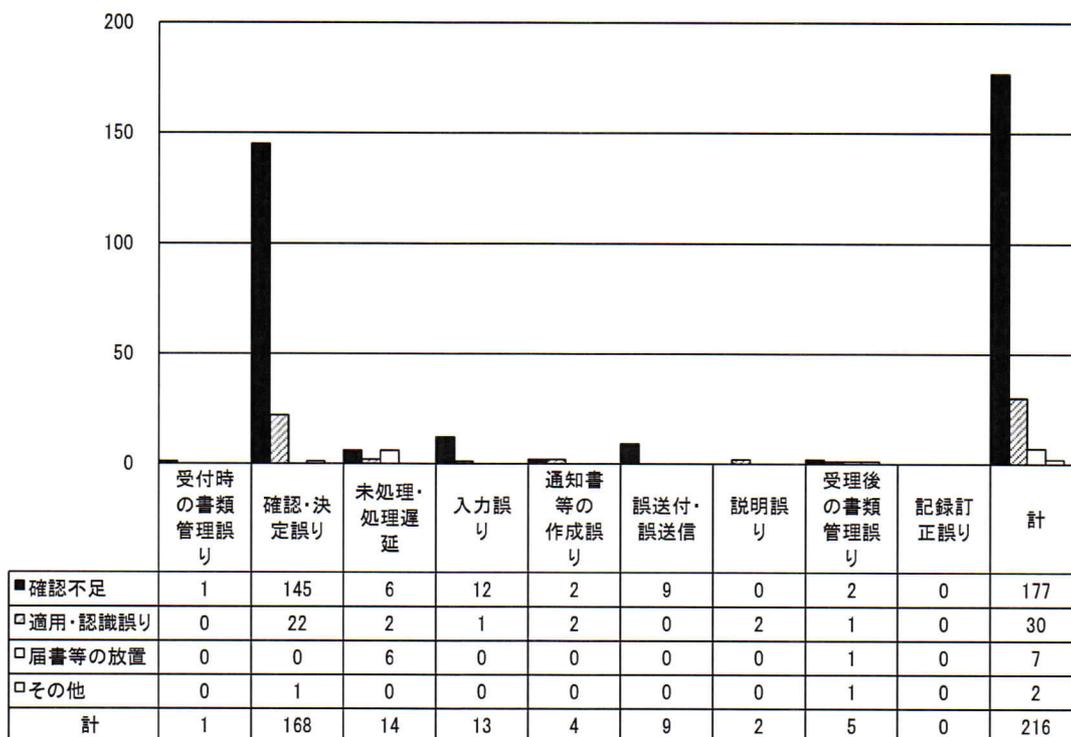
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲。

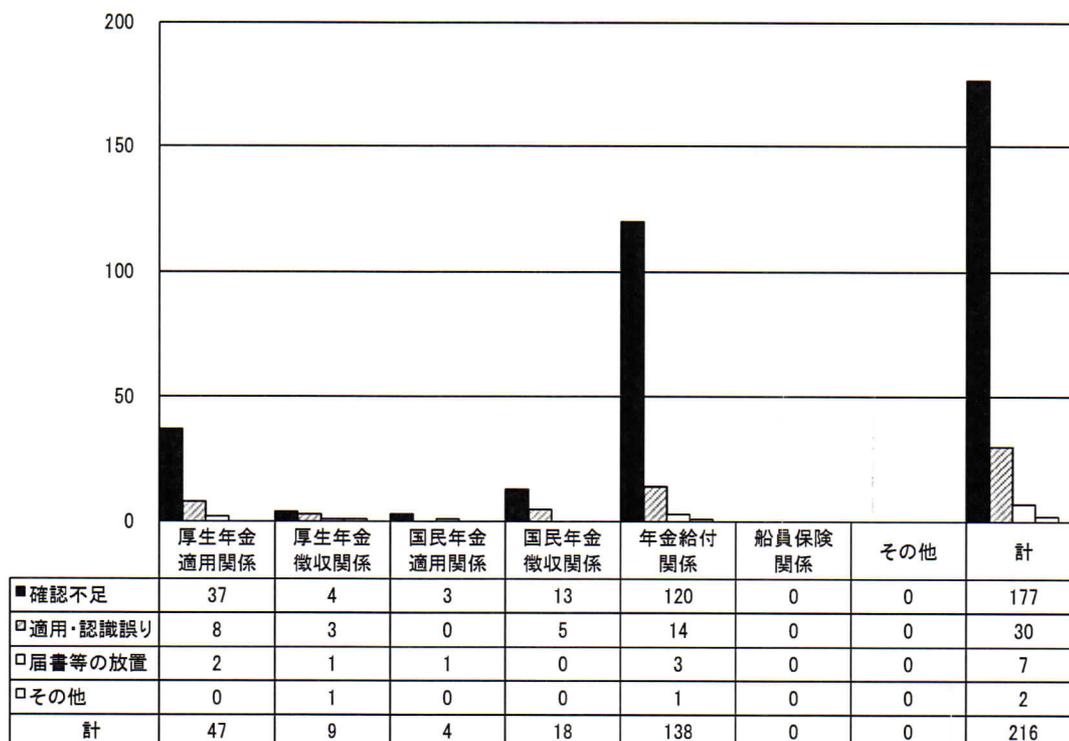
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



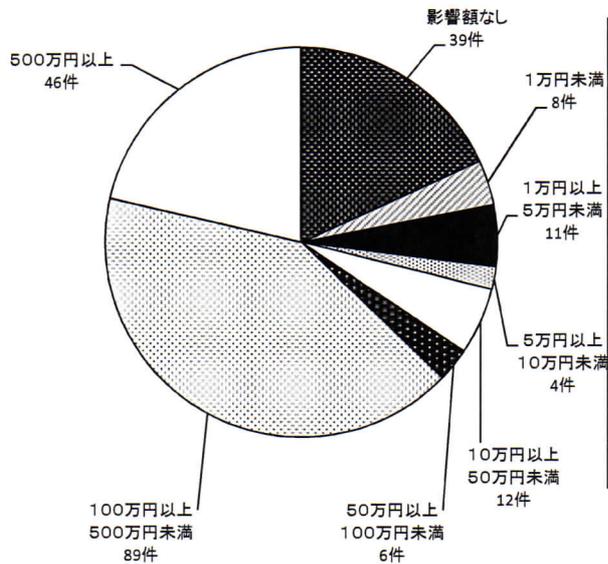
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳



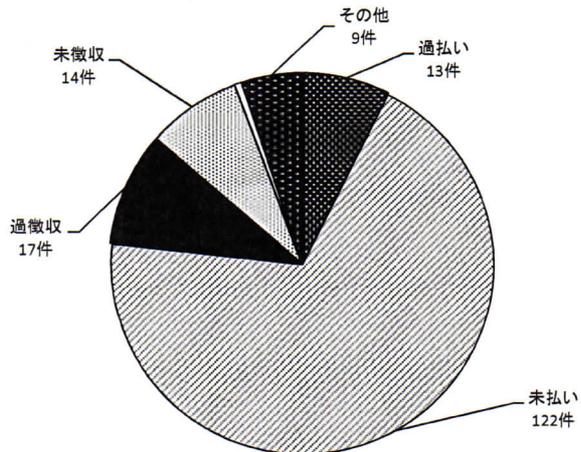
5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	24	3	3	7	2	0	0	39
1万円未満	2	1	0	3	2	0	0	8
1万円以上 5万円未満	5	0	0	5	1	0	0	11
5万円以上 10万円未満	2	1	0	1	0	0	0	4
10万円以上 50万円未満	9	2	1	0	0	0	0	12
50万円以上 100万円未満	2	1	0	1	2	0	0	6
100万円以上 500万円未満	3	1	0	0	85	0	0	89
500万円以上	0	0	0	0	46	0	0	46
計	47	9	4	17	138	0	0	215

(注) 影響額が整理中である1件を除く

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	13件	32,397,092	2,492,084
未払い	122件	639,277,577	5,239,980
過徴収	17件	5,460,404	321,200
未徴収	14件	3,681,086	262,934
誤還付	1件	13,300	13,300
その他	9件	18,878,532	2,097,614
計	176件	699,707,991	3,975,613

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	2件	5,491,558
過払いと未払いと過徴収がある件	2件	9,168,887
過徴収と未徴収がある件	2件	3,503,426
過払いと未徴収がある件	3件	714,661

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	164件	75.9%
外部	52件	24.1%
計	216件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2015年11月30日	老齢厚生年金の繰下げ待機中の方への繰下げ請求書の送付誤り	843名	-	0

Ⅲ 機構本部において発生した事務処理誤り等案件の個別公表

○人工透析を行っている方に対する障害年金の障害認定誤りについて（別紙）

人工透析を行っている方に対する障害年金の障害認定誤りについて

1. 概要

- 障害年金の障害認定（障害等級の決定）については、日本年金機構の障害認定医が、厚生労働省が定める障害認定基準を基に決定を行っています。
この障害認定基準の改正に伴い、人工透析を行っている方については、平成14年4月から原則として2級の障害年金を受給することとなっています（改正前は原則3級）。
- しかし、平成26年3月に、人工透析を行っている方について、誤って年金額の低い3級の障害厚生年金として決定し、支給していた事案が判明しました。
- こうした事案を踏まえ、人工透析に至る可能性がある傷病（腎疾患、糖尿病等）の方6,497人について同様の事案がないか調査したところ、人工透析を行っているにもかかわらず誤って3級の障害厚生年金として決定していた事案として、平成14年4月以降で26名の方に障害認定の誤りがあることが判明しました。
- これらの方には正しい年金額のお支払いに向けた対応をするとともに、同様の事案の再発防止の徹底を図ります。

2. 調査内容及び調査結果

(1) 調査内容

- 日本年金機構において、平成27年5月25日現在で、障害認定基準が改正された平成14年4月以降に認定された障害厚生年金3級の受給権者のうち、人工透析に至る可能性がある傷病（腎疾患、糖尿病等）の方6,497人を抽出しました。
- これらの方について、障害厚生年金の裁定請求等において添付されていた診断書における人工透析の実施状況、及び、人工透析を行っている方の等級を確認しました。

(2) 調査結果

- (1)の調査の結果、人工透析を行っている旨の記載があるにもかかわらず、誤って3級の障害厚生年金として決定している方26名を確認しました。
今般の誤りは、障害認定医及び事務方職員による確認が不十分であったことが原因です。
- この26名の内訳については、現に障害厚生年金受給中の方14名、すでにお亡くなりになった方8名、他の公的年金（老齢厚生年金）を受給していることにより障害厚生年金が支給停止の方4名となっています。

- 1人当たりの未払い額は、平均額が315万円で、最高額は922万円、最低額は2万円となっています。また、未払い額の総額は8,179万円となっています（平成27年12月支払い時点）。

※ 最高額の方については、障害厚生年金3級であった方が平成18年7月の再認定時において人工透析を行っていましたが、2級への等級変更が行われていなかったものです。

3. 今後の対応等

- 誤りのあった26名の方については、以下の対応を行います。
 - ・ 障害厚生年金受給中の方（14名）には、お詫びのお知らせを送付の上、平成28年1月に未払い額をお支払する予定です。
 - ・ お亡くなりになった方（8名）には、遺族の方に未支給年金としてのお支払いを相談します。
 - ・ 他の年金を受給中の方（4名）には、ご本人の選択意思を確認の上、未払い額のお支払い等の対応をします。
- 再発防止策として、すでに、①障害認定医及び事務方職員に対する人工透析に係る基準のあらためての周知徹底、②新規認定及び再認定の全事案について、障害認定医の認定後の確認を行う体制の構築を行っております。

【本件に係る照会先】

日本年金機構本部
年金給付業務部門
給付企画部長 田中 謙一
(電話直通 03-6892-0784)

○日本年金機構の平成27年11月分の事務処理誤り一覧(1～20ページ)

- | | | | | |
|-------------|-------|-----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 | 1～42 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 7P | 整理番号 | 43～48 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 8P | 整理番号 | 49～53 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 9P | 整理番号 | 54～69 |
| 5. 年金給付関係 | | 12P | 整理番号 | 70～201 |

○日本年金機構の平成27年11月分のシステム事故一覧(21ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	文京	2015年 2月13日	2015年 3月5日	○お客様から国民年金保険料還付請求書について問合せがあり確認したところ、事業所が記載を誤り資格取得届の取得年月日が1年前の日付であったにもかかわらず事実関係の確認をもらし、そのまま処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。還付請求書についてはお返しいただきました。 ●訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	920,220
2			滋賀	事務センター	2015年 6月12日	2015年 6月17日	○事業所から問合せがあり確認したところ、事業所から提出された資格取得届に事業所整理記号の記載がなかったため、事務センター及び年金事務所で事業所整理記号を記入した際、誤った事業所整理記号を記入したことにより、別の事業所に健康保険証及び決定通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。 ●誤って送付された書類を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、機構本部から示されている再発防止策を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	-	0
3			高知	高知東	2015年 6月15日	2015年 6月17日	○社会保険労務士事務所から問合せがあり確認したところ、記録補正を行う際に喪失記録をいったん取り消し、記録補正後に喪失記録を入力した際に喪失年月日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、個別補正を行う際には起票を行い決裁を受けるよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
4	資格取得届の紛失	入力誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2014年 11月18日	2015年 5月11日	○事業所から従業員の住所について問合せがあり確認したところ、資格取得届に記入された住所と登録されている住所の確認をもらしたため、登録されている住所で資格取得届の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤った決定通知書は回収しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、入力時及び決裁時に必ず住所の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	354,035
5			愛知	一宮	2015年 8月11日	2015年 8月14日	○社会保険労務士事務所から資格取得届の処理状況について問合せがあり確認したところ、資格取得届及び適用除外承認申請書の所在が不明となることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●社会保険労務士事務所からあらためて届書を提出いただき、入力処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、届書の管理を徹底し、未処理届書の進捗を把握するよう周知しました。	1事業所 3名	-	0
6	資格取得届の紛失	受理後の書類 管理誤り	東京	品川	2015年 4月22日	2015年 5月27日	○社会保険労務士事務所から資格取得届の処理状況について問合せがあり確認したところ、資格取得届及び適用除外承認申請書の所在が不明となることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●社会保険労務士事務所からあらためて届書を提出いただき、入力処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、届書の管理を徹底し、未処理届書の進捗を把握するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	62,906

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
7	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	東京	文京	2012年 6月22日	2015年 8月27日	○事業所から従業員の配偶者の記録が国民年金第3号被保険者になっていないと問合せがあり確認したところ、厚生年金適用調査課で受け付けた被扶養者異動届の3枚目の国民年金第3号被保険者該当届の回付を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●入力処理を行い、通知書を送付しました。 ●担当部署において、届書の回付チェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
8		入力誤り	宮城	大河原	2015年 2月20日	2015年 4月15日	○事業所から健康保険証の生年月日に誤りがあると問合せがあり、扶養者異動届の処理時に生年月日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤った健康保険証は郵送で返付をお願いしました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
9			福井	事務センター	2015年 8月6日	2015年 8月12日	○事業所から健康保険証の名前に誤りがあると問合せがあり、扶養者異動届の処理時に名前の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤った健康保険証は回収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
10	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2014年 8月8日	2015年 7月22日	○年金事務所から標準報酬月額の間合せがあり確認したところ、算定基礎届の報酬月額の合計額が未記入であったため職員が記入した際に誤った合計額を記入していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収の保険料は翌月の保険料で増額調整しました。 ●担当部署において、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	212,000
11			兵庫	兵庫	2002年 8月23日	2015年 9月7日	○お客様から標準報酬月額の間合せがあり確認したところ、算定基礎届の報酬の平均額の確認を誤った結果、標準報酬月額を過ぎて決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、審査時に報酬の平均額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	1,109,439
12		入力誤り	群馬	太田	2012年 9月5日	2015年 7月13日	○事業所から問合せがあり確認したところ、算定基礎届と同時に提出された月額変更届(4名記載)の1名について添付書類のものが、届書を返戻し再提出された際に1名のみ処理し、残り3名については同時に提出された算定基礎届に基づいて入力されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、届書に基づいて適切な処理を行うことと入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	未徴収	33,051
13			東京	渋谷	2013年 8月23日	2015年 7月16日	○基金記録との突合の際、標準報酬月額の記録が相違していたため確認したところ、報酬月額の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、未徴収の保険料は翌月の保険料で増額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、不鮮明な場合には必ず補記を行うよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	47,592

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
14	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2014年 8月1日	2015年 6月22日	○事業所から標準報酬月額について問合せがあり確認したところ、算定基礎届の報酬月額の平均額が記入もれであったにもかかわらず、未記入のまま外部委託業者に入力を依頼したため、入力されず従前の報酬で決定されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、未徴収の保険料は翌月の保険料で増額調整しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	132,333
15			広島	事務センター	2015年 6月25日	2015年 7月10日	○年金事務所から標準報酬月額について問合せがあり確認したところ、月額変更届の報酬月額の改定月の補正誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●改定月の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
16			神奈川	事務センター	2014年 8月27日	2015年 8月14日	○年金事務所から標準報酬月額について問合せがあり確認したところ、月額変更届の標準報酬月額及び改定月の記入誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額及び改定月の訂正処理を行い、保険料については翌月の保険料で増額調整を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	154,578
17	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	2013年 12月23日	2014年 3月27日	○事務センターから連絡があり、標準賞与額を算出する際の端数処理を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、保険料は納付書で納めていただきました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 16名	未徴収	3,366
18			秋田	事務センター	2015年 1月5日	2015年 5月28日	○年金事務所から問合せがあり確認したところ、賞与支払届の審査の際、賞与額が不鮮明であったため担当者が補正したところ誤った金額の補正を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	14,126
19	厚生年金適用関係届書等の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜南	2015年 2月24日	2015年 4月3日	○新規適用届を確認した際、任意適用事業所に該当するにもかかわらず、強制適用事業所として適用していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●適用区分の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時に業態区分等による確認と決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 8名	-	0
20			福岡	八幡	2014年 9月1日	2015年 5月15日	○社会保険労務士から保険料について問合せがあり確認したところ、後期高齢者医療保険制度の被保険者に該当しなくなり、健康保険の資格取得を行った際に、健康保険料の決定を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様、事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	38,847

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
21	厚生年金適用関係届書等の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2015年4月6日	2015年5月27日	○年金事務所から新規適用事業所の保険料口座振替について問合せがあり確認したところ、口座振替納付申出書が年金事務所に回付されていないことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●速やかに口座振替処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
22			京都	京都南	2015年6月12日	2015年6月12日	○全国健康保険協会から問合せがあり、日雇特例被保険者手帳を交付した際、番号払出簿への記載をもらしたため、同じ記号番号で2名の手帳を交付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい記号番号を払出し手帳の訂正を行いました。 ●担当部署において、払出簿のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
23			東京	立川	2015年7月21日	2015年10月8日	○内部監査において、事業所に送付すべき保険料・児童手当拠出金超過額充当通知書が見つかり、事業所への送付もれが判明しました。 ●担当者が事業主にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●事業所へ通知書を送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘の作業は指定の場所で行うことと、発送物の件数の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
24	厚生年金適用関係届書等の誤り	入力誤り	東京	目黒	2010年7月22日	2011年7月8日	○事業所から標準報酬月額について問合せがあり確認したところ、月額変更届の平均標準報酬の入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●記録の訂正処理を行い、過払の年金は内払調整を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するとともに5等級以上の変更があった場合の警告リストは全件、担当課長が確認することになりました。	1事業所 1名	その他	3,112,394
25			東京	新宿	2015年4月1日	2015年4月30日	○社会保険労務士から保険料について問合せがあり確認したところ、基金脱退年月日の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●脱退年月日の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
26			広島	三原	2014年5月9日	2015年7月7日	○厚生年金基金から問合せがあり確認したところ、被保険者の過去記録補正のため基金脱退記録を取消し、補正後に基金脱退記録の再入力をもたらしたため、一般事業所の保険料で納入告知していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、保険料については翌月の保険料で増額調整を行いました。 ●担当部署において、入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	187,200
27			東京	事務センター	2014年7月28日	2015年7月14日	○年金事務所から問合せがあり確認したところ、委託業者の報酬月額の入力誤りにより、受給者の年金が一部支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬額の訂正処理を行い、未払いとなっていた年金の支払いを確認しました。 ●委託業者に対し、入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未払い	142,234
28			神奈川	横浜中	2015年8月3日	2015年8月13日	○保険料の確認をした際、適用事業所管掌区分変更処理票の変更年月日の入力誤りが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
29	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛媛	事務センター	2014年 12月24日	2014年 12月25日	○社会保険労務士事務所から業務を受託していない事業所の標準報酬月額決定通知書が送付されてきたと問合せがあり、委託業者の確認不足により誤送付が発生したことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき社会保険労務士事務所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	-	0
30			大分	事務センター	2015年 6月12日	2015年 6月15日	○3カ所の社会保険労務士事務所から業務を受託していない事業所の算定基礎届が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき社会保険労務士事務所に手渡し及び送付しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	3名	-	0
31			東京	新宿	2015年 6月16日	2015年 6月19日	○社会保険労務士から業務を受託していない事業所のローマ字氏名届が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付された書類を回収し、本来送付すべき事業所に郵送しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、社会保険労務士宛に送付する際のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
32			兵庫	兵庫	2015年 6月19日	2015年 6月22日	○社会保険労務士から業務を受託していない事業所の算定基礎届が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付された書類を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、社会保険労務士宛に送付する際のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
33			大阪	堺東	2015年 6月19日	2015年 6月22日	○事業所から他の事業所の厚生年金被用者一覧表が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	3事業所 3名	-	0
34			埼玉	春日部	2015年 8月7日	2015年 8月10日	○事業所から他の事業所の適用除外承認通知書が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	-	0
35			神奈川	事務センター	2015年 7月28日	2015年 8月25日	○事業所から他の事業所の被保険者標準報酬決定通知書が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、委託業者へ引き渡す作業物について内容の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 15名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
36	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	神奈川県	横浜中	2015年 9月2日	2015年 9月4日	○社会保険労務士事務所から業務を受託していない事業所の賞与支払届総括表、被保険者住所変更届、国民年金第3号被保険者住所変更届が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が社会保険労務士事務所及びそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき社会保険労務士事務所へ送付しました。 ●担当部署において、手順書を作成し、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	-	0
37			神奈川県	横浜中	2015年 9月11日	2015年 9月11日	○FAX送信履歴を確認した際、増減内訳書の誤送信が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送信した書類を回収し、本来送信すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、FAXでの対応を禁止し郵送で対応するよう周知しました。	1事業所 3名	-	0
38	厚生年金適用関係届書等の未処理	未処理・処理遅延	東京都	事務センター	2014年 9月12日	2015年 6月22日	○社会保険労務士事務所から資格取得の処理が行われていないと問合せがあり確認したところ、届書の入力時に年金裁定中であったため処理を保留したまま未処理となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●入力処理を行い、過払の年金額は内払調整をしました。未徴収の保険料は翌月の保険料で増額調整しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる届書管理の再徹底を周知しました。	1事業所 1名	その他	537,889
39			埼玉県	事務センター	2010年 12月9日	2015年 7月8日	○年金事務所から賞与記録の問合せがあり確認したところ、賞与支払届の入力時に年金裁定中であったため処理を保留したまま未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●入力処理を行い、過払いの年金額は返納処理を行いました。 ●担当部署において、現在はシステム改修により入力処理ができませんが、今回の事象を説明し類似の誤りを起こさないよう周知しました。	1事業所 1名	その他	101,850
40			東京都	渋谷	2015年 4月17日	2015年 7月10日	○全国健康保険協会から問合せがあり確認したところ、事務センターに回付する届書を入れる場所に保管されていなかったことにより資格取得届が事務センターに回付されず未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●担当部署において、手順書を作成し同様の誤りを発生させないよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	257,972
41			埼玉県	事務センター	2012年 6月18日	2015年 7月24日	○お客様から賞与記録の問合せがあり確認したところ、被保険者資格記録のない賞与支払届を受け付けた際、資格取得届提出等の確認をもらし処理不要と判断したことより、未処理が判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 9名	未徴収	1,103,379
42			神奈川県	横浜中	2015年 4月8日	2015年 8月27日	○届書の事務センターへの回付のため確認作業を行った際、ローマ字氏名届を入力済の資格取得届に添付したまま、事務センターへの回付をもらしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の回付を行い、処理が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、当該届書は回付が必要であり入力者が回付することを徹底しました。	1事業所 1名	-	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
43	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	静岡	沼津	2014年 1月頃	2015年 3月17日	○他の年金事務所から問合せがあり確認したところ、年金事務所の管轄区域を越えた事業所の所在地変更に伴う処理を行った際、二以上勤務被保険者にかかる処理を誤ったため、二重に保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料の訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、管轄変更取扱書の確認を徹底し処理を行うよう周知しました。	1事業所	過徴収	1,871,413
44	二以上勤務被保険者に係る保険料決定金額誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2014年 10月頃	2015年 5月11日	○二以上勤務者非該当届書の審査の際、担当者の認識誤りから標準報酬月額の設定を誤っていることが判明しました。また過去の届書の確認を行ったところ他の事業所の誤りも判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料の訂正処理を行い、過徴収の保険料は減額調整、未徴収の保険料は増額調整を翌月の保険料で行いました。過払の年金は内払調整を行いました。 ●担当部署において、今回の事象の説明及びマニュアルの再確認を行い、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	4事業所	過徴収	984,862
45			高知	南国	2014年 7月1日	2015年 5月18日		4事業所 5名	その他	391,032
46	厚生年金適用関係届書等の未処理	未処理・処理遅延	茨城	下館	2014年 11月26日	2015年 4月24日	○二以上事業所勤務被保険者の保険料について確認作業を行った際、所定の場所に処理票を保管していなかったことにより、報酬月額の減額処理が行われず保険料の過徴収が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料額の訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、処理票を所定の場所に必ず保管すること及び保険料警告リストの確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	過徴収	175,644
47	厚生年金徴収関係届書等の誤り	通知書等の作成誤り	長野	飯田	2015年 6月22日	2015年 8月7日	○事業所から保険料の重複納付による納入告知書不発行通知書について問合せがあり確認したところ、重複納付年月の記入誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●正しい納入告知書不発行通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、処理時及び決裁時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
48	保険料領収時の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2015年 7月16日	2015年 7月28日	○領収済通知書の入力エラー分の補正処理を行う際、調査決定前にもかかわらず納入告知を行い保険料を納付させていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい納付書及び還付請求書をお渡ししました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、納付書作成の際は事前決裁を受けることとし、調査決定日の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	50,033

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
49	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	新潟	三条	2012年 11月26日	2015年 2月19日	<p>○お客様から問合せがあり、繰上げ請求による老齢基礎年金の受給者のため本来国民年金の任意加入をすることができないお客様から任意加入申出書を受理し、お客様が保険料を納付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い保険料を還付しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入の際は老齢基礎年金を受給しているか確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	434,330
50			埼玉	熊谷	2014年 3月27日	2015年 5月27日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、60歳以降の厚生年金被保険者期間を算入し、誤った資格喪失予定年月日を登録していたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入の資格喪失予定年月日についてダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
51	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	福島	事務センター	2015年 5月27日	2015年 6月9日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格取得届を処理するために市役所に住所を確認した際、生年月日等の確認不足により別人の住所を聞き取り、入力処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫び文書を送付しました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、市役所に住所を確認する際は、基礎年金番号、氏名、生年月日の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
52			大阪	大阪広域事務センター	2015年 5月29日	2015年 8月26日	<p>○お客様から問合せがあり、住所変更届を処理する際に部屋番号を1桁漏らしていたため、年金手帳が届かなかったことが判明しました。また、同時に届出された国民年金種別変更届の処理を漏らしていたため、納付書が送付されなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い年金手帳及び納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、処理結果と届書の確認を確実にするとともに、入力漏れがないか確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
53	国民年金適用関係書類等の紛失	受理後の書類管理誤り	三重	尾鷲	2015年 4月10日	2015年 7月22日	<p>○お客様から問合せがあり、市役所において国民年金被保険者資格取得届の所在が不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●届書を再提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●市役所から今後は届書の保管場所を指定し、受理した届書の管理を徹底するとの報告がありました。</p>	1名	-	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
54	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2014年 11月26日	2014年 12月10日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、納付書が一部作成漏れとなっていたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していること、追納期限が経過し追納できなくなった期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、古いものから納付されたものとして訂正することで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において事象を周知し、届書の入力後はダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
55			神奈川	藤沢	2014年 10月28日	2014年 11月12日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を受け付けた際、追納期限が間近であるにもかかわらず、そのまま事務センターへ回送したため、追納期限が経過し追納できない期間が発生したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、追納期限を経過した保険料を納付することが認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●担当部署において、追納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,750
56			兵庫	事務センター	2015年 4月27日	2015年 6月10日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、お客様が申出された期間より前に追納できる期間があることの確認を漏らし、古いものから納付書を作成しなかったため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●過誤納となった追納保険料を還付し、改めて古いものから保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、追納申込書を処理する際は、申込期間と追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
57	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	杉並	2014年 5月8日	2015年 4月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際に、納付書の使用期限を65歳の誕生日の前々日まで訂正して交付すべきところ、訂正せずに交付したため、保険料が過誤納となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、65歳以降に納付した保険料を領収することが認められなかったため改めてお詫びしました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料の納付書作成時には受給資格及び生年月日を確認するよう周知しました。	1名	過徴収	746,250
58			神奈川	高津	2014年 12月9日	2014年 12月22日	○年金請求書を確認していたところ、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際に、合算対象期間の確認を漏らしたため保険料が納め過ぎとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	29,580
59	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2014年 3月14日	2014年 8月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座振替依頼書の金融機関への送付を漏らし、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において事象を周知し、届書の入力後はダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
60		入力誤り	滋賀	事務センター	2015年 3月23日	2015年 5月7日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座名義人の入力を漏らしたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納ができなかった保険料についてはお客様から納付書で納付するとの申出があったため、納付書を送付しました。 ●委託業者に対して、入力内容の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	1,180

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
61	クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2015年 4月8日	2015年 6月5日	<p>○お客様から問合せがあり、複数の国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書を処理する際に1件入力を漏らし、保険料が立替払いされていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、保険料を還付することが認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、処理結果リストにより、届書が確実に処理されているかどうか確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	45,270
62	国民年金保険料免除納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	1964年 9月23日	2014年 10月16日	<p>○遺族年金請求書の確認を行っていたところ、配偶者が厚生年金保険に加入した後、任意加入の手続きが行われていなかったにもかかわらず、納付相談の際に任意加入の手続きを案内せず強制加入期間として免除を承認していたこと、また、免除が承認できない期間については保険料を徴収していたことが判明しました。このことにより老齢年金が過払いとなっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、免除記録については取消し、納付された保険料については任意加入の申出がされたものとしてそのまま納付記録とすることで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い過払い分は未支給年金で調整しました。</p> <p>●担当部署において、本人記録だけでなく、配偶者記録及びその他関係書類により、資格取得記録に誤りがないか確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	25,777
63			富山	事務センター	2014年 4月頃	2015年 3月23日	<p>○年金事務所から連絡があり、離職を事由とする国民年金保険料免除申請書を処理する際に、離職した日の翌日が離職の事由が生じた日とする取扱いであるにもかかわらず、誤って離職した日を離職の事由が生じた日として、免除の承認をしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い年金が過払いとなったお客様については返納処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、国民年金保険料免除納付猶予申請書の離職による特例について周知徹底しました。</p>	15名	過払い	150
64		説明誤り	東京	杉並	2013年 12月2日	2015年 3月24日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を受け付けた際に、平成25年度中に一部免除が承認されている場合は、平成26年4月の免除制度改正により離職による特例に該当しても遡及して免除承認できないことになっていたにもかかわらず、再審査が可能であると誤った案内をしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、再審査をすることで了承を得ました。</p> <p>●再審査を行い免除申請書を処理しました。</p> <p>●担当部署において、制度改正についてお客様に説明する際は、複数の職員に内容を確認してから回答を行うよう周知徹底しました。</p>	1名	-	0
65	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	長野	松本	1998年 10月22日	2015年 8月7日	<p>○国民年金の免除申請の際にお客様の年金記録を確認していたところ、障害厚生年金3級のため法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理し、納付されていた保険料を還付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、法定免除の取扱いと年金記録の確認を徹底することを周知しました。</p>	1名	誤還付	13,300

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
66	延滞金の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2014年 6月頃	2015年 3月9日	<p>○担当部署で徴収簿の確認を行っていたところ、領収した延滞金の入力処理を一部漏らしたため、既に領収済みであるにもかかわらず延滞金納付書を送付し、お客様が延滞金を納付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い重複納付となった延滞金を還付しました。</p> <p>●担当部署において、延滞金の収納処理について周知し、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	3名	過徴収	63,600
67			栃木	宇都宮東	2014年 4月9日	2014年 4月14日	<p>○延滞金領収済通知書の入力時に確認したところ、国民年金の延滞金の金額を誤って計算し領収していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い保険料を還付しました。</p> <p>●担当部署において、延滞金を計算する際は督促保険料関係記録と窓口装置の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	過徴収	100
68	納付相談会案内状の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	群馬	高崎	2015年 12月10日	2015年 12月12日	<p>○お客様から問い合わせがあり、口座振替により国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、未納の月がある方に送付する「納付相談会のご案内」の文書を誤って送付していたことが判明しました。また、原因については、当初、正確でない説明を行っておりました。</p> <p>●お問い合わせをいただいたお客様にお詫びと事情説明を行うとともに、平成27年12月14日に対象のお客様へお詫びの文書を送付しました。</p> <p>●原因は、口座振替による納付記録の収録において、口座振替の翌日から5営業日までの間に行われることから、納付記録の収録が完了する以前に未納の月がある方に送付する案内状を作成する場合は、口座振替の対象者を除く等の対応が必要でしたが、その対応を行わなかったため、口座振替で納付されていた方に対し、納付相談会案内状を誤って作成し送付したことによるものです。</p> <p>●担当部署において、納付相談会のご案内を送付する際は、国民年金保険料の納付状況の確認を徹底するよう周知しました。</p>	738名	-	0
69	申請書の所在不明について	受理後の書類管理誤り	埼玉	事務センター	2014年 7月頃	2015年 11月16日	<p>○担当部署において申請書等の進捗状況の確認を行った際に、国民年金保険料免除・納付猶予申請書が76件、国民年金保険料学生納付特例申請書が1件、受付後一定期間処理が行われていないことが判明しました。</p> <p>○担当部署において職場内を捜索しましたが、現在も所在不明の状況です。</p> <p>●お客様にお詫び、状況のご説明を申し上げ、再度申請書をご提出いただくようお願いしました。</p> <p>●平成27年12月17日現在、お客様に再度申請書をご提出いただき処理を進めているものが17件、お客様に書類の提出をお願いしているものが57件、お客様に申請書を再度ご提出いただき処理が完了しているものが3件となっています。</p> <p>●お客様から届出いただいた書類の管理を徹底し、定期的に進捗管理を行うなど、再発防止に努めてまいります。</p>	75名	整理中	整理中

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
70	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	1996年 6月27日	2014年 2月28日	○お客様からの問合せにより、加入記録の確認不足により退職共済年金として支給すべき加入期間を老齢厚生年金として支給決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、記録を訂正し、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び農林共済の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	574,355
71			宮崎	宮崎	2002年 1月1日	2014年 8月1日	○遺族年金の相談の際、高齢任意加入をしなくても老齢年金の受給資格を満たしているにもかかわらず、誤って受給権を満たしていないと説明し、高齢任意加入の手続きを案内したため、保険料が納め過ぎとなっていること、老齢年金給付額に過徴収された保険料分が反映されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いを機構本部へ協議し、記録を訂正し、お客様に正しい年金の支払を行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	2,105,093
72			東京	府中	2012年 12月7日	2012年 12月7日	○お客様からの問合せにより、国民年金及び厚生年金記録の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行い過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,515,945
73			長野	松本	1990年 11月15日	2013年 3月26日	○再裁定の審査時に、共済組合記録の確認不足及び入力誤りによる受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議し、訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,242,395
74			長野	長野北	1989年 4月7日	2013年 11月27日	○再裁定の審査時又は事務センターからの連絡により確認したところ、本来旧法による裁定手続きが必要な方であるにもかかわらず、新法老齢年金の裁定をしていることが判明しました。	1名	未払い	3,514,676
75			大分	別府	1988年 1月1日	2014年 1月31日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。	1名	過払い	3,388,094
76			広島	広島南	1987年 2月20日	2014年 2月6日	●担当部署において、旧法適用者の取扱い確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,876,389
77		長崎	佐世保	2004年 10月28日	2014年 1月30日	○お客様からの問合せにより、加入記録の確認不足により退職共済年金として支給すべき加入期間を老齢厚生年金として支給決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び農林共済の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,564,212	
78	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	1989年 11月2日	2014年 4月11日	○遺族年金の審査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実にを行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	3,861,797
79			岡山	高梁	1988年 6月頃	2014年 7月14日		1名	未払い	4,885,711
80			富山	砺波	1985年 6月7日	2014年 8月6日		1名	未払い	3,636,918
81			長崎	長崎南	1974年 7月5日	2014年 10月24日		1名	未払い	6,016,853

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
82	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	鶴見	2009年 4月2日	2011年 1月6日	○事務センターから連絡があり、老齢年金を再裁定する際に、脱退手当金支給済みの期間を厚生年金被保険者期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	7,775,528
83	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	釧路	1992年 2月6日	2014年 10月9日	○機構本部からの連絡により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過徴収	49,719
84	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	1991年 5月30日	2014年 4月1日	○再裁定の審査時又は機構本部や事務センター、年金事務所からの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,578,228
85			島根	浜田	1993年 3月20日	2014年 11月6日		1名	未払い	5,337,647
86	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	1996年 7月20日	2013年 8月20日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の繰下げ待機中に他の年金の受給権が発生した場合の取扱いを誤り、繰下げの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰下げの取消し及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び繰下げの取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,569,788
87			宮崎	宮崎	2003年 7月5日	2013年 10月3日		○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業により、老齢年金請求時の職歴等の確認不足から、本来繰上げ請求ができない共済組合加入中に繰上げ請求書を受け付けていたこと及び共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、繰上げの取消し及び記録を訂正し、返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求の際には職歴等による年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
88	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	2008年 3月27日	2014年 10月3日	○機構本部からの連絡により、配偶者の厚生年金加入期間が未収録のまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	522,267
89			長崎	長崎南	1984年 7月12日	2015年 1月28日		1名	未払い	1,465,127
90		確認・決定誤り	埼玉	川越	2000年 4月30日	2014年 10月22日	○共済組合から連絡があり、厚生年金期間のある共済年金加入者が死亡して短期要件の遺族共済年金を請求する場合、遺族基礎年金については年金事務所受付し支給決定を行うべきところ、受給権がないものと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部に取扱いを協議し、遺族基礎年金を裁定処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、対応について疑義が生じた場合にはブロック本部等へ照会を行うよう周知徹底しました。	3名	未払い	6,809,287
91			宮崎	宮崎	2003年 9月23日	2014年 8月12日		○事務センターからの連絡により、遺族年金裁定時の沖縄特例措置を漏らしたまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
92	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	1987年 4月2日	2013年 6月12日	○機構本部から連絡があり、遺族年金について、本来不支給決定すべきところ年金記録の確認もれにより支給決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました ●担当部署において、審査時や入力後の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,238,066
93			和歌山	事務センター	2014年 7月3日	2015年 3月3日	○機構本部から連絡があり、死亡年月日の入力誤りにより遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました ●担当部署において、審査時や入力後の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,527,928
94			埼玉	春日部	1992年 1月26日	2014年 8月14日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業により、遺族年金裁定時の戦時加算記録及び、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,799,343
95	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	新潟	三条	1973年 12月頃	2014年 7月11日	○同一人のもと思われる基礎年金番号について調査したところ、同一傷病で制度の異なる二つの障害年金を決定していた誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。一方の障害年金の裁定を取り消し、返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時や請求時に、お客様の年金の受給状況等について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,909,175
96	加給年金の誤り	確認・決定誤り	広島	三次	1988年 4月1日	2014年 4月11日	○年金相談時や紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正し正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	5,758,435
97			愛媛	宇和島	1995年 5月25日	2014年 6月25日	●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	5,286,653
98			静岡	富士	1990年 11月15日	2014年 2月7日	○機構本部からの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生の未然防止に努めています。	2名	未払い	5,366,358

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
99	振替加算の誤り	確認・決定誤り	愛知	半田	1987年 12月頃	2013年 12月13日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様な事象発生 of 未然防止に努めています。	1名	未払い	4,815,549
100			福島	平	1992年 3月24日	2014年 7月28日		1名	未払い	5,053,620
101			兵庫	明石	1987年 2月10日	2014年 7月30日		1名	未払い	5,256,218
102			福島	郡山	1987年 3月頃	2014年 8月1日		1名	未払い	5,175,087
103			静岡	清水	1988年 2月4日	2014年 8月25日		1名	未払い	4,777,496
104			神奈川	横浜南	1989年 9月21日	2014年 8月26日		1名	未払い	4,723,180
105			兵庫	明石	1992年 7月23日	2014年 8月26日		1名	未払い	3,356,551
106			埼玉	大宮	1993年 6月10日	2014年 8月29日		1名	未払い	3,498,127
107			愛知	岡崎	1992年 2月20日	2014年 9月2日		1名	未払い	4,526,049
108			大阪	貝塚	1993年 1月21日	2014年 9月2日		1名	未払い	4,876,937
109			神奈川	小田原	1988年 12月15日	2014年 9月8日		1名	未払い	4,523,516
110			沖縄	那覇	1987年 6月3日	2014年 9月12日		1名	未払い	4,955,488
111			埼玉	川越	1993年 5月20日	2014年 9月12日		1名	未払い	4,642,371
112			東京	荒川	1987年 9月頃	2014年 9月16日		1名	未払い	5,039,535
113			鳥取	米子	1989年 3月16日	2014年 9月17日		1名	未払い	4,543,352
114			栃木	大田原	1991年 4月24日	2014年 9月29日		1名	未払い	5,387,487
115			神奈川	横浜南	1992年 10月20日	2014年 10月6日		1名	未払い	4,870,702
116			岡山	岡山西	1993年 10月30日	2014年 10月7日		1名	未払い	4,575,363
117			神奈川	横須賀	1986年 7月9日	2014年 10月14日		1名	未払い	4,974,589
118			東京	杉並	1991年 5月16日	2014年 10月21日		1名	未払い	3,870,339
119	新潟	長岡	1989年 3月16日	2014年 10月23日	1名	未払い	4,473,240			
120	岐阜	多治見	1992年 6月頃	2014年 10月23日	1名	未払い	4,812,483			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
121	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	新宿	1991年 8月22日	2014年 10月24日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	5,262,691
122			長野	長野北	1991年 8月20日	2014年 10月31日		1名	未払い	5,245,874
123			鹿児島	鹿児島北	1989年 2月16日	2014年 10月31日		1名	未払い	4,490,007
124			兵庫	加古川	1988年 1月21日	2014年 10月31日		1名	未払い	4,724,700
125			福岡	直方	1989年 1月4日	2014年 11月4日		1名	未払い	4,525,059
126			茨城	水戸北	1988年 6月16日	2014年 11月6日		1名	未払い	3,670,670
127			山口	下関	1988年 11月17日	2014年 11月7日		1名	未払い	4,575,405
128			長野	長野北	1988年 9月26日	2014年 11月10日		1名	未払い	4,546,448
129			神奈川	鶴見	1988年 7月8日	2014年 11月10日		1名	未払い	4,606,515
130			福井	敦賀	1994年 2月22日	2014年 11月14日		1名	未払い	4,508,340
131			東京	世田谷	1989年 1月27日	2014年 11月21日		1名	未払い	4,457,700
132			神奈川	藤沢	1993年 8月19日	2014年 11月21日		1名	未払い	3,611,389
133			千葉	幕張	1996年 9月10日	2014年 11月27日		1名	未払い	3,627,726
134			神奈川	厚木	1996年 2月1日	2014年 12月1日		1名	未払い	3,837,766
135			岐阜	美濃加茂	1992年 11月20日	2014年 12月1日		1名	未払い	4,889,807
136			広島	三次	1994年 3月19日	2014年 12月10日		1名	未払い	4,456,467
137			東京	墨田	1993年 7月1日	2014年 12月26日		1名	未払い	4,677,523
138			長崎	長崎南	1994年 3月10日	2015年 1月6日		1名	未払い	3,904,514
139			神奈川	横浜中	1992年 2月6日	2015年 1月13日		1名	未払い	3,501,100

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
140	振替加算の誤り	確認・決定誤り	熊本	本渡	1992年 11月13日	2014年 7月15日	○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部からの連絡により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,817,678
141			福岡	大牟田	1994年 11月7日	2014年 7月22日		1名	未払い	3,915,250
142			広島	三次	1991年 7月10日	2014年 7月30日		1名	未払い	5,225,720
143			大分	別府	1995年 5月頃	2014年 8月5日		1名	未払い	3,905,535
144			大阪	豊中	1995年 7月20日	2014年 8月14日		1名	未払い	3,548,656
145			山口	宇部	1990年 4月5日	2014年 8月22日		1名	未払い	4,491,579
146			大阪	市岡	1995年 3月頃	2014年 9月3日		1名	未払い	3,611,380
147			栃木	宇都宮東	1993年 8月20日	2014年 9月9日		1名	未払い	4,815,518
148			兵庫	姫路	1987年 7月20日	2014年 9月9日		1名	未払い	5,171,787
149			栃木	栃木	1988年 4月21日	2014年 9月10日		1名	未払い	4,568,967
150			広島	三次	1991年 5月27日	2014年 9月18日		1名	未払い	5,296,515
151			大阪	吹田	1995年 10月4日	2014年 9月25日		1名	未払い	3,800,000
152			鳥取	米子	1997年 2月27日	2014年 10月3日		1名	未払い	3,497,528
153			東京	渋谷	1991年 8月頃	2014年 10月10日		1名	未払い	3,870,354
154			山口	山口	1994年 8月25日	2014年 10月16日		1名	未払い	3,547,159
155			青森	事務センター	1989年 3月16日	2014年 10月31日		1名	未払い	4,803,065
156			北海道	札幌西	1996年 12月26日	2014年 11月6日		1名	未払い	3,870,900
157			沖縄	那覇	1997年 10月14日	2014年 11月7日		1名	未払い	3,231,261
158			東京	渋谷	1993年 12月16日	2014年 11月7日		1名	未払い	4,560,141
159	東京	江東	1991年 9月27日	2014年 11月11日	1名	未払い	5,235,686			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
160	振替加算の誤り	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	1990年 2月22日	2014年 11月14日	○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部からの連絡により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生 of の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,974,626
161			茨城	水戸北	1993年 2月27日	2014年 11月17日		1名	未払い	4,802,907
162			福岡	西福岡	1997年 3月15日	2014年 11月17日		1名	未払い	3,529,779
163			山口	宇部	1989年 2月17日	2014年 11月20日		1名	未払い	4,819,868
164			愛知	豊川	1993年 8月頃	2014年 11月21日		1名	未払い	3,787,619
165			茨城	水戸北	1993年 9月22日	2014年 11月27日		1名	未払い	4,504,429
166			茨城	水戸北	1993年 3月12日	2014年 12月10日		1名	未払い	4,731,810
167			茨城	水戸北	1993年 2月7日	2014年 12月10日		1名	未払い	4,784,835
168			東京	千代田	1991年 6月頃	2014年 12月11日		1名	未払い	5,279,616
169			山梨	甲府	1987年 6月9日	2014年 12月12日		1名	未払い	4,735,560
170			静岡	静岡	2002年 4月9日	2014年 12月15日		1名	未払い	4,865,317
171			宮崎	延岡	1993年 8月25日	2014年 12月18日		1名	未払い	4,573,816
172			栃木	宇都宮東	1989年 2月16日	2014年 12月22日		1名	未払い	4,525,083
173			宮崎	高鍋	1992年 12月1日	2014年 12月22日		1名	未払い	4,889,841
174			栃木	宇都宮西	1992年 2月25日	2014年 12月22日		1名	未払い	5,163,156
175			北海道	帯広	1988年 3月7日	2014年 12月24日		1名	未払い	5,061,623
176			茨城	水戸南	1991年 12月9日	2015年 1月13日		1名	未払い	5,294,979
177			和歌山	和歌山西	1992年 7月1日	2015年 1月15日		1名	未払い	5,010,655
178			大阪	今里	1997年 3月11日	2015年 1月15日		1名	未払い	3,561,885
179			北海道	札幌西	1990年 10月4日	2015年 1月19日		1名	未払い	5,154,176
180			愛知	豊橋	1996年 10月1日	2015年 1月23日		1名	未払い	3,692,262
181	東京	港	1996年 8月1日	2015年 1月27日	1名	未払い	3,578,237			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)	
182	寡婦加算の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	1983年 2月10日	2014年 3月3日	○事務センターからの連絡があり、寡婦年金決定時に請求者の年金受給状況の確認不足により、寡婦加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,746,094	
183	年金選択の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島北	2014年 1月15日	2014年 5月27日	○お客様から問合せがあり年金相談の際に、社労士が厚生年金基金から支給される代行部分や加給年金の考慮漏れにより、お客様に誤った年金選択を案内し決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	その他	1,059,061	
184			愛媛	松山東	1988年 6月9日	2014年 4月25日	○再裁定の審査時に、年金受給選択処理のために遺族年金裁定時に支払いの保留を行ったものの、その後保留処理の解除を漏らしたことにより、遺族年金が支払保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。機構本部に取扱いを協議し、訂正を行い年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,569,487	
185			山梨	竜王	2005年 6月22日	2014年 3月24日	○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部からの連絡により、65歳から遺族厚生年金と老齢基礎年金を併せて受給できるにもかかわらず、年金受給選択申出書の案内漏れにより老齢基礎年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。選択処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底し、届出漏れのないよう周知しました。	1名	未払い	5,894,924	
186			徳島	徳島南	2000年 5月29日	2014年 7月1日		1名	未払い	6,261,214	
187			埼玉	川越	1992年 1月21日	2014年 9月1日		1名	未払い	9,097,386	
188			群馬	前橋	2003年 5月16日	2014年 10月20日		1名	未払い	5,811,960	
189			年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎南		1987年 5月頃	2014年 11月17日	○事務センターから連絡があり、任意加入により老齢年金の受給権を満たしたため、通算老齢年金の取消をして老齢年金及び加給年金を支払うべきところ、通算老齢年金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いを機構本部へ協議しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、死亡の支払保留時の対象者の確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名
190	埼玉	浦和			1996年 6月2日	2013年 11月28日		○年金相談の際に記録を確認したところ、昭和61年法律改正により厚生年金保険被保険者は65歳到達時に厚生年金保険の資格を喪失することから資格喪失処理は行ったものの、老齢厚生年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、過去の取扱いについて担当部署において朝礼で周知を行いました。	1名	未払い	6,430,981
191	香川	善通寺			1988年 10月1日	2014年 5月19日		1名	未払い	7,211,947	
192	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山東	2006年 8月11日	2014年 12月24日	○事務センターから連絡があり、死亡者の老齢年金の支払保留をするべきところ、誤って死亡者の配偶者の老齢年金の支払保留を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いをブロック本部へ協議しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、死亡の支払保留時の対象者の確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,636,390	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
193	脱退手当金に係る誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜事務センター	2010年10月5日	2015年4月28日	○ブロック本部からの連絡により、支給済みの脱退手当金の金額について確認したところ、端数処理等の誤りにより追加支給が必要であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい金額との差額の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	266
194	年金給付関係書類の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	群馬	高崎広域事務センター	2014年10月15日	2014年12月16日	○お客様からの問合せにより、老齢年金請求書の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支給決定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	405,032
195		未処理・処理遅延	大分	別府	2011年6月21日	2013年4月3日	○お客様からの問合せがあり、委託社会保険労務士が受付けた障害年金請求書に不備があり、返戻等の対応もされず未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不備を整備し裁定処理を行い年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	8,510,147
196			東京	新宿	2009年4月28日	2014年8月6日	○内部監査やお客様からの問合せにより、老齢年金請求書及び遺族年金請求書の処理漏れ、老齢年金及び障害年金にかかる請求書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支給、不支給の決定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	その他	7,063,794
197			東京	新宿	2010年7月16日	2014年8月6日	●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
198			愛知	事務センター	2014年12月19日	2015年3月5日		1名	未払い	4,149,242
199			栃木	栃木	2015年2月16日	2015年6月8日	○お客様から問合せがあり、お客様から提出のあった年金記録照会申出書が受付進捗管理システムに登録されず未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、申出書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
200		受理後の書類管理誤り	富山	富山	2014年3月頃	2014年7月8日	○再裁定の審査時に確認したところ、新法老齢年金を受給しているが、旧法における裁定手続きが必要な方であること及び、審査の過程で再裁定の書類が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再裁定に必要な書類をお預かりしました。訂正を行い過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、旧法適用者の取扱い確認を徹底すること及び書類の保管を適切に行うよう周知しました。	2名	その他	4,432,497
201	人工透析を行っている方に対する障害年金の障害認定誤りについて	確認・決定誤り	機構本部	年金給付業務部門	2003年2月13日	2015年12月8日	○障害年金の等級認定は、厚生労働省が定める障害認定基準に基づき行っています。平成14年の認定基準改正に伴い、人工透析を行っている方は、従来の3級から2級の障害年金を受給することとなりましたが、担当部において、誤って年金額の低い3級の障害厚生年金と決定し、支給していた事案が判明しました。 ●認定誤りとなっていた26名の方のうち、障害厚生年金受給中の14名の方には、平成28年1月に未払い額をお支払いする予定です。 また、お亡くなりになった8名の方及び他の年金受給中の4名の方に対しては、今後、個別にお支払のご相談をさせていただきます。 ●再発防止策としては、すでに、①障害認定医及び事務方職員に対する人工透析に係る基準のあらためての周知徹底、②新規認定及び再認定の全事案について、障害認定医の認定後の確認を行う体制の構築を行っております。	26名	未払い	81,790,000

日本年金機構の平成27年11月分のシステム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	老齢厚生年金の繰下げ待機中の方への繰下げ請求書の送付誤り	2015年11月30日	2015年12月2日	<p>○退職共済年金を受給中の方で、老齢厚生年金が繰り下げ待機中の方に「老齢厚生年金の請求手続きのご案内」及び「繰下げ請求書」を送付しましたが、旧三公社または農林共済の受給者の方で、老齢厚生年金の受給資格期間を有さない方、また、退職共済年金を受給していない方へ誤って送付していることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、老齢厚生年金の請求手続きのご案内送付に関するお詫びのお手紙を送付しました。</p> <p>●本年10月施行の被用者年金一元化法の施行に伴うシステム対応において、送付対象者の抽出誤りがあったものです。</p> <p>●今後は、請求勧奨等の作成にあたって、対象者抽出の条件設定等の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしています。</p>	843名	-	0